

第 2 4 回御嵩町農業委員会会議録

1、招集年月日	令和元年 7 月 4 日
2、招集場所	御嵩町役場 2 階 第 1 委員会室
3、開会	午前 9 時 30 分
4、会議に付された件名	
議第 81 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について
議第 82 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による権利移動を伴う申請に対する意見について
議第 83 号	農用地利用集積計画の決定について
報第 26 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
5、事務局	事務局長兼課長 高 木 雅 春 事務局次長兼係長 伊 納 和 昭 書 記 北 田 桂太郎
6、会議録署名者	9 番 鍵谷正 委員 10 番 鍵谷道隆 委員
7、欠席議員	15 番 鍵谷幸男 委員
議 長	ただ今の出席委員は 13 名で定数に達していますので、これより第 24 回御嵩町農業委員会を開会します。 本日、15 番 鍵谷幸男委員から欠席の届が出ておりますので、報告いたします。 また、鍵谷会長に代わりまして本日議長を務めさせていただきます。 よろしくお願ひいたします。 会議録 署名者に、9 番 鍵谷正委員、10 番 鍵谷道隆委員を指名します。 それでは、議第 81 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について を議題とします。 事務局 朗読願ひます。 (事務局朗読)
12 番山口委員	1 号事案について 12 番 山口 由美子委員 説明願ひます。 12 番 山口です。1 号事案の説明をします。 資料の 5-1 をご覧ください。 申請地の場所は次月公民館の東側、国道 21 号線の北の所です。 権利を設定し又は移転しようとする事由の詳細としては、譲渡人は相続により申請地を取得したが、耕作経験もなく遠方に居住しているため、維持・管理が困難である。申請地は日当たり・面積とも

<p>事務局</p>	<p>太陽光発電の設置に適しており、申請に至ったという内容です。 パネルは288枚で、防草シートを張りフェンスで囲みます。 雨水は調整池を設け、水路へ排水します。 資金は全額自己資金で行います。 工事計画、配置図、誓約書、委任状、隣地承諾書、再生可能エネルギー発電事業中部電力の接続契約書、通帳の写しを確認しました。 転用によって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要は、申請地の南側は建設省の田、東側は田、北側・西側は道路になっています。 6月26日に現地確認を行いました。その折に一部の土地が舗装されて別の用途に使用されていたということでその点について事務局に説明を求めます。</p> <p>ただいま山口委員からご指摘を頂きました件について説明します。 現地確認の際に西側の道路になっている部分の許可後の取扱いについて、事業者の方でうまく話がまとまっていないということでしたので、現地確認の際に許可後の取扱いについて回答を頂くよう指示をしておりました。 しかし、本日までに、転用事業者から西側道路部分についての回答がありませんでしたので、審議に必要な情報が得られていないと判断し、審議は保留とすべきかと思われまます。 以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>山口委員、よろしいでしょうか。</p>
<p>12番山口委員</p>	<p>はい。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局から説明のあったとおり、指示事項について回答が得られていないため審議を保留するという意見がありましたらご異議ありませんでしょうか。</p>
<p>今井推進委員</p>	<p>なぜこのような舗装された部分が残っているのか分かりますか。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>土地改良を行ったのが昭和の時代なので詳しいことは現在分からず、推測になってしまいますが、換地をした際に対象の筆を道路敷と入れ替えたのではないかと思います。</p>
<p>今井推進委員</p>	<p>分かりました。</p>
<p>議長</p>	<p>ほかにご異議がないようですので、1号事案については保留とさせていただきます。</p>

<p>事務局次長</p>	<p>次に2号事案について、私が担当した事案ですが本日議長を務めさせていただいておりますので事務局より説明願います。</p> <p>本件は、1番委員 亀井職務代理者担当地域の申請案件で、6月26日に現地確認が実施されております。</p> <p>今回は職務代理者が議長を担当されていますので2号事案について事務局から説明します。資料5-2をご覧ください。</p> <p>なお、事務局から先に朗読した事項は説明を省略します。</p> <p>本件の転用目的は太陽光発電施設の設置です。</p> <p>譲渡理由としては、譲渡人は高齢となり水田耕作の意欲が無くなってきたことと、所有する水田はこの1筆のみであるとの事情がありました。また、譲受人は、太陽光発電施設設置事業に伴う利用地を探しておられたことから、両者間で合意に至り今回の申請となりました。</p> <p>申請地は、国道21号バイパスの古屋敷交差点から、東方向に約500m地点です。</p> <p>申請地の事業予定エリアは、支柱とテープで示されておりました。</p> <p>申請地周辺の状況につきましてご説明します。申請地の西側は農業用水路を挟んで町道です。南側は農業用水路を挟んで国道21号バイパスです。東側と北側についてですが、公図では農業排水路となっていますが、現状では東側の中央部分までは排水路が確認できましたが、その北側はあぜ道となっており、排水路が確認できませんでした。</p> <p>この点につきまして担当された行政書士さんと、売主の〇〇さんへお尋ねしましたところ、行政書士さんからの説明として、本申請地は国道21号バイパス線の用地買収事業の折に国土交通省が隣接関係者へ立会等を求めたうえ、申請地や周辺地の測量図が作成されて、法務局にも申請されていることから、その登記測量図等の資料に基づき境界杭等の確認や復元対応は可能であることと、申請地には数本の境界杭が確認できている、との説明がありました。</p> <p>また、売主の〇〇さんにもこの排水路の所在の有無について確認したところ、〇〇さんのお亡くなりになっている実父が耕作されていたところに、〇〇さん自身が申請地の北側の畔道沿いに幅は狭いながらも排水路施設が設置されていたことを記憶しているが、その施設のその後の状況については実父から聞いていないのでよくわからない。ただし、現場には境界杭が数本残っているとして具体的な杭の場所を示されました。</p> <p>こうした状況から、国土交通省作成の測量図に基づき申請地の境界杭は復元可能と判断しました。その上で、申請地は周辺部をすべて農業用水路や排水路に囲まれた農地であるため、隣接農業者の転用同意は必要ないと判断しました。</p> <p>次に、太陽光発電に関する地元自治会からの承諾について、当初は今年3月に太陽光発電施設建設事業の地元自治会へ依頼されまし</p>
--------------	---

	<p>たが、自治会役員の任期交代時期と重なったことから、今回まで申請時期が遅延してきたとのことでした。</p> <p>次に申請地への降雨処理は、申請地の北西角地の既存農業排水路を改修して排水路に流すとのことでした。</p> <p>なお、申請地は今後の施設機器等の維持管理面などから判断して耕作表土からおよそ 20 センチ程度を埋め立てしたうえで太陽光発電施設を整備する予定で、その上で、申請地への交付が周辺部に流出しないよう周辺の畔を高くするなどの対応が予定されています。</p> <p>なお、譲受人からは、転用することで近在農業者に迷惑をかけた場合は、転用者の責任で復旧・賠償に努める旨明記されております。</p> <p>申請地への出入口は西北角地です。</p> <p>太陽光パネルは、エリアの東西方向に 4 列設置予定で、短い施設で縦 4 枚×東西 8 枚、最も長い施設は縦 4 枚×東西 10 列、全体数は 288 枚の見込みです。また、申請地の周囲にはフェンスを設置予定です。</p> <p>工事時期は許可日から 1 年以内と予定されています。</p> <p>申請資料には、県知事及び農業委員会会長あての誓約書、預金残高の確認できる通帳コピー、会社の事業内容や定款、地元水利組合長あての誓約書、太陽光発電協会の事業計画太陽光施設の関係資料、行政書士あて委任状等の写し、などが添付されております。</p> <p>説明は以上です。ご質問がありましたらお願いします。</p>
議 長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p>
11 番奥村委員	<p>農業用排水路に排水ということですが水利組合の同意書は必要ないのでしょうか。</p>
事務局次長	<p>排水施設というのが道路側溝に繋がる間のパイプということであり、排水先としては農業用排水路ではなく、道路側溝となっておりますので同意書は不要であると判断しております。</p>
議 長	<p>ほかに質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>申請地の農地区分につきましては、宅地化が見込まれる地域にある、一団の規模が 10ha 未満の農地であるため、第 2 種農地に位置付けられます。</p> <p>また、御嵩町太陽光発電の推進及び適正管理に関する条例による届出が提出されております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>採決に入ります。</p> <p>2 号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員で</p>

<p>9番鍵谷委員</p>	<p>あります。 よって2号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に、3号事案について、9番 鍵谷正委員 説明願います。</p> <p>9番鍵谷です。3号事案の説明をします。 資料5-4をご覧ください。事務局より説明があった事項は省きます。</p> <p>土地の所在地は伏見グラウンド東100mの所です。 権利を設定し又は移転しようとする事由は、使用貸人は周囲が住宅化してきたことにより本申請地を農地として適切に維持管理することが困難になっていたところ、使用借人より本申請地を借り受け、一般個人住宅敷地として利用したい旨の申し出を受け、使用貸人が使用借人の要望に応えるため、今般申請するものであります。使用借人は現在の賃貸住宅が手狭であるため、本申請地を借り受け、自己用住宅を建築したく、今般の申請に及びました。</p> <p>転用することによって生ずる付近の土地の概要は、北側は道路、東側、南側は隣地所有の畑、西側は使用貸人の畑となっています。周辺の境界にはブロックにて土留めをし、土砂の流出を防ぎます。雨水排水は北側道路側溝に排水し、汚水排水は公共下水道に接続し放流します。</p> <p>万一、転用に伴い被害が起きた場合は、申請者の責任において対処します。</p> <p>添付書類は土地の位置図、設計図、隣地承諾書、誓約書、住宅ローン事前相談結果書、委任状が提出されています。</p> <p>転用することによって生ずる付近の概要については6月26日に現地の確認を行いました。</p> <p>以上から3号事案の申請内容に私は問題ないと思います。 皆様の審議をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>申請地の農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途区域が定められているため、第3種農地に位置付けられます。 以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>採決に入ります。 3号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。 よって3号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に、4号事案について、事務局より説明願います。</p>

事務局	<p>4号事案について説明します。本事案の申請地は11筆ありますが、その内3筆については地上権が設定されております。地上権が設定されている農地の転用については地上権者の同意が必要なため、同意書を提出するよう依頼をしておりました。地上権者に同意を得るための申請はしているとのことでしたが、本日までに同意書が得られておりませんので4号事案については保留とすべきかと思われまます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局から説明のありましたとおり、審議をするにあたって書類が整っていないと判断できるため、今月の審議については保留とさせていただきますと思います。</p> <p>ご異議ありませんでしょうか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議が無いようですので4号事案は保留とします。</p> <p>次に、5号事案について、9番 鍵谷正委員 説明願います。</p>
9番鍵谷委員	<p>9番鍵谷です。</p> <p>資料5-5をご覧ください。事務局から説明のあった事項は省きます。</p> <p>土地の所在は伏見高倉地区の共和中学校より西に100mの所です。</p> <p>転用の目的は資材置場です。</p> <p>権利を設定し又は移転しようとする事由は、譲受人は太陽光発電事業を営んでおり、御嵩町を含む周辺自治体で複数の管理施設があります。修繕で資材が必要な場合、現在は工場のある愛知県春日井市から都度運搬しているが効率が悪いので申請地を資材置場としたということです。</p> <p>転用することによって生ずる付近の土地の概要は、申請地の北側は用悪水路、東側は公衆用道路、西側及び南側は山林となっております。雨水は自然浸透で処理し、汚水は発生しません。万が一被害があった場合は申請者にて責任を持って対処します。</p> <p>添付書類は位置図、土地利用計画図、誓約書、残高証明書、履歴事項全部証明書、定款、始末書、委任状が提出されています。</p> <p>転用によって生ずる付近の土地の概要は昨年12月26日に現地の確認を行い樹木、竹等が生い茂っていたため、指摘をしました。その後、6月26日に再度現地確認を行いました。</p> <p>現地確認の際、委員の方から指摘のあった敷地入口の県道との接道についてはその後、回答が事務局にありましたか。</p>
事務局	<p>指摘いただきました進入路について説明します。現地確認の際に</p>

<p>議 長</p>	<p>ご確認いただきましたが、樹木伐採の機材搬入のため、申請地北東部分が進入路として使用されておりました。事業者を確認したところ、転用後も進入路をそのまま継続して使用したいとのことであったため土地の所有者である御嵩町に協議をするよう依頼し、総務防災課に進入路部分を借りるための申請が提出されております。しかし、その申請の見込みを総務防災課に確認したところ、現状では可否の判断ができないとのことであったため審議するための要件が満たされていないと判断し、5号事案については保留すべきかと思っております。</p> <p>事務局から説明がありましたが、審議するにあたって事業計画に見込みがあるかを判断できない部分があるため、5号事案については保留としたいと思っております。</p> <p>ご異議ありませんでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議がないようですので5号事案は保留とします。</p> <p>次に、6号事案についてですが、7号事案と一体の申請でありますのでまとめて説明いただきたいと思います。</p> <p>10番 鍵谷道隆委員、6号・7号事案についてまとめて説明願います。</p>
<p>10番鍵谷委員</p>	<p>10番鍵谷です。一体利用地のため、6号・7号事案を合わせて説明をします。</p> <p>ただいま事務局から説明されました事については省略します。</p> <p>資料の5-6と5-7をご覧ください。</p> <p>申請地の場所は、伏見郵便局から北西に約150mの所です。</p> <p>転用の目的は一般個人住宅敷地で利用するものです。</p> <p>権利を設定し又は移転しようとする事由は、譲受人は現在、祖父母及び両親と同居しているが、将来のことを考え住宅建設を考えていた。申請地は祖父から借り、自宅建設費用と一体利用地の購入費は祖父母が貸してくれ、実家に近い申請地に建設することにした。譲渡人は譲受人の要望に応えることにした、とのこと。</p> <p>転用によって生ずる付近の土地の概要は、北側・東側・南側は畑、西側は道路となっております。</p> <p>土地造成は敷地の西側を除き、コンクリートブロックで囲い、土砂・雨水等の流出防止をする。雨水は西側道路側溝へ排水する。汚水は西側道路上の公共下水道に接続し排水するとのこと。</p> <p>添付書類については、土地利用計画図・委任状・誓約書・残高証明書・隣地承諾書・可児土地改良区同意書については確認しました。</p> <p>転用によって生ずる付近の土地の概要については6月22日に現</p>

<p>議 長</p>	<p>地確認を行いました。 以上のことから6号・7号事案の申請内容について私は問題がないと思います。 皆様の審議をお願いします。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p> <p>申請地の農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途区域が定められているため、第3種農地に位置付けられます。 また、本申請は提出時点では転用後の土地所有者が△△さんになるように記載されていたため、4条申請と5条申請として提出されておりましたが、転用後の住宅に実際に住まわれるのは孫の〇〇さんであるため、〇〇さんが転用事業者になるべきであると判断し5条申請に修正されました。事業計画に変更はありません。 以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>採決に入ります。 6号・7号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。 よって6号・7号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に、議第82号 農地法第3条第1項の規定による権利移動を伴う申請に対する意見について、を議題とします。 事務局、朗読願います。 (事務局朗読)</p>
<p>議 長</p> <p>9番鍵谷委員</p>	<p>1号事案について、9番 鍵谷正委員 説明願います。</p> <p>9番鍵谷です。1号事案の説明をします。 資料の3-1をご覧ください。 事務局から説明のあった事項は省きます。 申請地は共和中学校より北東に500m程の所に3カ所点在しております。 譲受人は譲渡人の息子さんとなっています。 権利を移転しようとする事由は、譲渡人が高齢のため耕作ができないので生前贈与を申し出た、譲受人は譲渡人の申出を受け取得することにした、とのことです。 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権を有する農地の利用状況は農地が7,467㎡、畑が2,602㎡となっています。このうちの田の4,005㎡を譲り受けます。機具の保有状況はトラクター1台、田植機1台、管理機1台となっています。 世帯員の状況、土地の位置図、営農計画、誓約書などの確認をし</p>

	<p>ました。</p> <p>また、現地確認を6月19日に推進委員の梅田さんで行いました。</p> <p>1号事案の申請内容に問題はないと思います。</p> <p>皆様の審議をお願いします。</p>
議 長	<p>続いて 梅田推進委員 現地の状況等の説明願います。</p>
梅田推進委員	<p>この件につきまして、何ら営農条件に問題はないと思います。</p>
議 長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>特にありません。</p>
議 長	<p>採決に入ります。</p> <p>1号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。</p> <p>よって1号事案は可決しました。</p>
10番鍵谷委員	<p>次に2号事案について、10番鍵谷道隆委員 説明願います。</p> <p>10番鍵谷です。2号事案の説明をします。</p> <p>ただいま、事務局から説明されました事については省略します。</p> <p>資料3-2をご覧ください。</p> <p>申請地の場所は伏見郵便局より北へ約50mの所です。</p> <p>権利を設定し移転しようとする事由の詳細としては、譲渡人は高齢により農地の維持管理が困難なことから売却を検討していた。譲受人は農地拡大のため御嵩町内で土地を探していた。今回双方の間で売買の合意ができたためという内容です。</p> <p>権利を設定し又は移転しようとする当事者が現に所有し又は使用する土地は40a、農作業に従事する者3人、農機具の保有状況はトラクター、耕運機、田植機、自走式草刈り機など、営農計画、通作距離200m、誓約書などの確認をしました。</p> <p>また、6月21日に梅田主税推進委員と現地の確認も行いましたが2号事案の申請内容については問題がないと思います。</p> <p>皆様の審議をお願いします。</p>
議 長	<p>続いて梅田推進委員、現地の状況等の説明願います。</p>
梅田推進委員	<p>2号事案について説明します。</p> <p>この件につきまして何ら営農条件に問題ないと思います。</p> <p>よろしく願います。</p>

議 長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>特にありません。</p>
議 長	<p>採決に入ります。 2号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。 よって2号事案は可決しました。</p> <p>次に、議第83号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。 事務局、朗読願います。 (事務局朗読)</p>
議 長	<p>1号事案について 5番 青木委員に関係しますので、5番 青木委員は農業委員会等に関する法律 第31条 議事参与の制限により、審議終了まで退席をお願いします。 (5番 青木委員 退席)</p>
議 長	<p>1号事案について平田推進委員、現地の状況はどうでしたか。 気になる点などありましたら説明願います。</p>
平田推進委員	<p>推進委員の平田です。 この件につきまして、6月11日に須田農業委員さんと現地確認を行いました。 その際には既に田植えがしてありまして、適切に耕作されていたことから管理面・営農条件には何ら問題ないと思います。 以上です。</p>
議 長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>特にありません。</p>
議 長	<p>採決に入ります。 1号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。 よって1号事案は可決しました。</p> <p>審議終了いたしましたので、5番 青木委員の着席を認めます。 (5番 青木委員 着席)</p>
議 長	<p>次に、報第26号、農地法第3条の3 第1項の規定による 届</p>

議 長	<p>出について 事務局報告願います。 (事務局報告)</p> <p>事務局からの報告が終わりました。 以上をもちまして、本日の議題は全て終了いたしました。 ありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">10時15分終了</p>
-----	--

以上、会議録経過をここに記載し、その相違のないことを証するために署名する。

令和 年 月 日

議 長

9 番

10 番
